第２号様式（第８条関係）

ブロック塀等点検表

ブロック塀等の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 二本松市 |
| 高さ |  | 長さ |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 番号 | □ 補強コンクリートブロック造 | □ 組積造（石などを積んだもの） | 調査結果 |
| 適合 | 不適合 |
| 外観調査 | 高さ | １ | 塀の高さは２．２ｍ以下 | 塀の高さは１．２ｍ以下 | はい | いいえ |
| 厚さ | ２ | 塀の高さが２ｍ以下の場合、厚さ１０㎝以上 | 塀の高さの１／１０以上 | はい | いいえ |
| 塀の高さが２ｍを超える場合、厚さ１５㎝以上 |
| 控壁 | ３ | 塀の長さ３．４ｍ以下ごとに、塀の高さの１／５以上の長さの控え壁がある。（塀の高さが１．２ｍを超える場合） | 塀の長さ４ｍ以下ごとに、塀の厚さの１．５倍以上の長さの控壁がある。 | はい | いいえ |
| 老朽化 | ４ | 亀裂がある。 | 亀裂がある。 | いいえ | はい |
| ５ | 傾いている。 | 傾いている。 | いいえ | はい |
| ６ | ぐらついている。 | ぐらついている。 | いいえ | はい |
| 耐久性 | ７ | 築造から３０年以上経過している。 | 築造から３０年以上経過している。 | いいえ | はい |
| 特記事項 | ※その他、基礎・鉄筋等で危険と思われる状況があれば記入してください。 |
| 評価 | 上記項目のうち、１つでも不適合があればブロック塀等の安全対策が必要です。※築造から３０年以上経過しているものは安全点検・対策が必要です。 |
| 違反のないことの確認 | 次のいずれか・建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第６１条又は第６２条の８の規定に適合するもの・既存不適格（工事の着手が昭和５６年５月３１日以前）であるもの | はい | いいえ |